

離婚届を出された方へ

離婚届出に伴う氏名変更等により、区役所等で行う主な手続きをご案内します。
詳しくは、お住まいの担当窓口へおたずねください（名古屋市以外にお住まいの方は制度が異なることがあります。）。

チェック	対象となる方	担当窓口	手続きなど
<input type="checkbox"/>	印鑑登録をされている方	市民課 1階⑧⑨窓口 753-1895	婚姻中の氏の印鑑で登録されていた方は、氏の変更により自動的に登録が廃止されます。印鑑登録手帳をお返しく下さい。 必要な場合は、再度登録申請をしてください。
<input type="checkbox"/>	通知カードの交付を受けている方		氏の変更をした方は、新しい氏名を記載しますので、通知カードと本人確認書類をお持ちください。
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード(住基カードを含む)の交付を受けている方		氏の変更をした方は、新しい氏名を記載しますので、マイナンバーカード(住基カードを含む)をお持ちください(手続きには暗証番号の入力が必要です)。
<input type="checkbox"/>	電子証明書の交付を受けている方		氏の変更に伴い、自動的に失効します。 再交付を希望する方は、マイナンバーカードをお持ちください(住基カードを利用した電子証明書の交付はできません)。
<input type="checkbox"/>	住所変更をされる方		離婚届出では、自動的に住所は変更しません。 引越しや世帯に変更がある場合は、その事実があった日から14日以内に住民異動届出をしてください。
<input type="checkbox"/>	婚姻中の氏へ変更されたい方		離婚の日から3か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を届出ることにより変更できます。
<input type="checkbox"/>	子と同一戸籍とすることを希望される方	15歳以上の子又は法定代理人が入籍届(家庭裁判所の許可が必要)を届出ることにより、同一の戸籍となります。詳細は担当窓口へおたずねください。	
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している方、これから加入・脱退する方	保険年金課 1階⑩⑪窓口 753-1904	今後も引き続き加入される場合、氏名変更等の手続きがありますので、国民健康保険証をお持ちください。新たに加入・脱退される場合は手続きをしてください。詳しくは担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者の方 (「75歳以上の方」と「65歳から74歳で一定の障害がある方」)	753-1907	氏名変更の手続きがありますので、被保険者証をお持ちください。
<input type="checkbox"/>	・子ども医療証(子医療証) ・障害者医療証(障医療証) ・ひとり親家庭等医療証(母医療証) ・福祉給付金資格者証(福資格者証) をお持ちの方・申請される方	753-1907	各医療証等の氏名変更などの手続きをしてください。これから申請される方は、担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	年金制度に加入中の方	保険年金課 1階⑫窓口 753-1901	第3号被保険者から第1号被保険者になる方は、担当窓口で種別変更の手続きをしてください。 厚生年金に加入中の方や、加入したことがある方は、勤務先や最寄りの年金事務所へ必要な手続き(氏名変更や厚生年金の分割制度等)についてお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	年金受給中の方		手続きが必要な場合がありますので、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

(裏面もご覧ください)

チェック	対象となる方	担当窓口	手続きなど
<input type="checkbox"/>	・介護保険証、介護保険負担割合証 ・各種減額認定証等 をお持ちの方	福祉課 1階⑭窓口 753-1848	氏名変更の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・愛知県在宅重度障害者手当 ・外国人障害者給付金 を受けている方	福祉課 1階⑩窓口 753-1844	氏名変更の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	・身体障害者手帳 ・愛護手帳(療育手帳) ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療(更生医療)受給者証 ・移動支援・地域活動支援受給者証 ・通所受給者証 をお持ちの方	福祉課 1階⑰窓口 753-1834	氏名変更の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	・敬老手帳 ・敬老パス をお持ちの方	福祉課 1階⑰窓口 753-1834	氏名変更の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	・児童手当を受けている方、受給者を変更する方 (中学3年生までのお子様を養育されている方)	民生子ども課 2階③窓口 753-1841	氏名変更の手続き、新たな請求手続き、手当の消滅手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	・保育所等を利用するお子様がある方(支給認定証をお持ちの方)	民生子ども課 2階③窓口 753-1841	氏名変更等の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	・児童扶養手当 ・市ひとり親家庭手当 ・愛知県遺児手当 (18歳になった年度の末日までのお子様を養育されている方) を申請される方	民生子ども課 2階③窓口 753-1841	受給要件については、担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	・精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サービス受給者証 ・移動支援・地域活動支援受給者証 ・自立支援医療(精神通院)受給者証 ・特定医療費受給者証(指定難病) ・通所受給者証 をお持ちの方	保健センター保健予防課 地下1階⑩窓口 753-1983	氏名変更の手続きをしてください。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	軽自動車、125cc 超のバイク等を所有している方		一般社団法人全国軽自動車協会連合会愛知事務所、愛知運輸支局で氏名変更の手続きが必要です。

※住民票の変更(住所地以外での届出時)及び本籍地での戸籍の記載には、約1週間を要します。
離婚後の戸籍謄本等が必要な場合は、本籍地等へ届出内容をお伝えの上、ご確認ください。
※上記以外の手続きが必要な場合もあります。詳細は担当窓口へおたずねください。

●未成年の子がいる場合に父母が協議離婚をするときは、「面会交流」や「養育費の分担」など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

●養育費や面会交流に関するご相談は・・・
養育費相談 養育費に関する相談のほか面会交流等の問題も含めて電話相談等に
 応じています。【愛知県母子家庭等就業支援センター(愛知母子・父子福祉センター内)】
 電話 915-8816 平日 10時～16時

または
養育費相談支援センター 電話 03-3980-4108 0120-965-419 (携帯電話は使えません)
 平日 10時～20時 土/祝日 10時～18時

～～名古屋市子ども青少年局子ども未来企画担当部子ども未来企画室 電話 972-2522 ～～